

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（2022年度実績）

住 所 北海道千歳市美々987番地22

事業者名 北海道エアポート株式会社

代表者名 代表取締役 蒲生 猛
 （役職名および氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空旅客ターミナル施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
	適合済みのため、措置なし。	

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
巡回と修繕	・旭川空港においては、巡回時に基準適合となっている施設の機能に問題がないか確認し、故障、老朽化等が発見された場合は必要に応じて修繕を実施する。 具体的には、意図しない残置物の移動または撤去、掲示物の確実な固定等の取り組みを想定。駐車場においては冬季に身障者用駐車場の優先的な除雪や車椅子での移動の補助を実施する。	・左記計画通り実施した。
現状設備活用の再教育	・旭川空港においては、現在の設備を十分に活用する上で肝要となる取り組みについて引き続き再教育する。 具体的には、公共交通機関の役務の提供に関する「旅客施設を使用した役務の提供に関するガイドライン」を用いた教育の実施。	・左記計画通り実施した。
設備の維持管理	・函館空港においては、設備の使用に支障がないように、適切な維持管理を行う。	・左記計画通り実施した。
体制の確保	・函館空港においては、旅客支援や情報提供に必要な案内スタッフの配置等の体制の確保を図る。	・左記計画通り実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
支援活動	<ul style="list-style-type: none"> 新千歳空港においては、航空会社・地上交通機関等と連携し、高齢者、障害者等の円滑な移動に資するよう支援。又、見えない障害をお持ちの方に対し、トライアルとしてひまわり支援マークストラップを配布した他、パニック等を未然に防ぐ為のスペースとして、カムダウン・クールダウン室の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ひまわり支援マークストラップが年度を通して着用し、今年度も継続する。カムダウン・クールダウン室は実証実験的な観点を含め4ヶ所に設置。
民間資格をもつ職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> 函館空港においては、案内カウンターを担当する部門の職員に対し、高齢者、障害者の接遇に関する民間資格「サービスマン」資格を取得させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 案内カウンターを担当する部門の職員が2022年3月に受験。(2023年4月資格取得)
出発前、到着後の支援	<ul style="list-style-type: none"> 旭川空港においては、空港内における事故を未然に防止するため、高齢者や障がいをお持ちのお客様に対しても、引き続き積極的な声掛けや案内を実施する。総合案内カウンタースタッフによる手助けを実施するとともに点字案内や音声案内の補助を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 職員から積極的な声掛けや案内を実施し、必要に応じて搭乗受付カウンターやタクシー、バス乗場まで付き添い案内を実施した。 車いすの貸し出し対応 電子メモパッドを利用した筆談対応を随時受付

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と協議し対応を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新千歳空港においては、特段の情報提供は行っていないが、来館時にインターホン対応や介助対応による支援体制を確立している。
ウェブアクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> 函館空港においては、総合案内所に簡易筆談ボード及びコミュニケーション支援ボードを設置し、聴覚障害者等の対応に活用する。又、車椅子・ベビーカーを設置し、高齢者・障害者等に対応する。 旭川空港においては、2019年度に当社ホームページにてバリアフリー情報を掲載したところであるが、より高齢者・障がいをお持ちのお客様にも快適に空港をご利用いただけるよう、引き続き掲載内容のさらなる充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記計画通り実施した。 左記計画通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
職員の教育訓練実施	<ul style="list-style-type: none"> 新千歳空港においては以下研修会等への参加、実施を行った。 <ol style="list-style-type: none"> ①ひまわり支援マーク研修会への参加。 ②目に見えにくい障害者への対応セミナーへの参加。 ③空港施設ユニバーサルデザイン診断の実施。 ④空港施設ユニバーサルデザインセミナーの実施。 	<ol style="list-style-type: none"> ①6月に参加。 ②6月に参加 ③10月に参加 ④3月に参加

<p>「サービス介助士」有資格者による課内研修</p> <p>「交通事業者向けガイドライン」及び「交通事業者向け接遇研修モデルプログラム」の理解促進</p>	<p>・函館空港においては、「サービス介助士」有資格者による介助知識の課内研修を実施する。</p> <p>・旭川空港においては、「交通事業者向けガイドライン」及び「交通事業者向け接遇研修モデルプログラム」の理解を引き続き促進させる。</p>	<p>・有資格者により研修動画を作成し、案内カウンターを担当する部門の職員が随時、内容確認出来る体制を整えた。年度内に全員受講済み。</p> <p>・「交通事業者向けガイドライン」及び「交通事業者向け接遇研修モデルプログラム」の理解を促進させた。</p>
--	--	---

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<p>ポスター、チラシ、デジタルサイネージによる啓発活動</p> <p>ホームページバリアフリー情報充実化の周知</p>	<p>・函館空港においては、高齢者、障害者がバリアフリー施設を円滑に利用できるよう、一般利用者に対してポスター、チラシ、デジタルサイネージによる啓発活動を行い、適正な配慮や理解を求める。</p> <p>・旭川空港においては、昨年に引き続き、ホームページバリアフリー情報を充実させ、更新の旨についてトップページ並びにSNS等を活用し迅速に周知を図る。</p>	<p>・左記計画通り実施した。</p> <p>・左記計画通り実施した。</p>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・函館空港においては、ターミナルビル内に設置しております投書箱にて意見を収集し、寄せられた課題は社内全体で共有し、更なる改善に繋げる。

(3) 報告書の公表方法

北海道エアポート株式会社 ホームページに記載
URL:<https://www.hokkaido-airports.co.jp/>

(4) その他

特記事項無し